

諮問第1号

古賀市景観審議会
会長 日高 圭一郎 様

古賀市屋外広告物条例の施行に伴う、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準について（諮問）

令和元年6月26日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市屋外広告物条例（平成31年条例第13号）第24条の規定に基づき、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準に関し別紙のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

1 経緯

- 古賀市の良好な市街地・住環境の形成を図るにあたり、景観にも配慮したまちづくりを推進するため平成28年7月に景観行政団体となり、平成31年3月には古賀市景観計画を策定し、古賀市景観条例及び古賀市屋外広告物条例を公布した。
- 古賀市における良好な市街地・住環境の形成に当たり身近な生活景観を大事にし、周囲と調和していくような景観形成を目指す景観形成方針を踏まえ、古賀市の特性を踏まえた屋外広告物規制を行えるよう古賀市屋外広告物条例を制定したものである。
- 古賀市都市計画における用途地域は、他自治体同様に、工業系用途、商業系用途、住居系用途、市街化調整区域、準都市計画区域に区分されているが、いずれの用途にあっても住居地域や集落が広がり、または混在している状況である。
- このことから、屋外広告物の有用性に配慮しながら住環境に対する影響を適切に抑制するために、新たに基準を設けるものである。

2 内容

別紙1、別紙2のとおり

	事項	基準案	備考
(1)	道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域のうち規則で定める地域又は場所。 (条例第2条第4号)	九州自動車道から展望することができる地域で、その本線車道の路端から外側500メートル未満の地域とする。	古賀市 独自 基準
(2)	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するための屋外広告物で、条例第2条から第4条までの規定を適用しない規則で定める基準。 (条例第6条第1項第4号)	屋外広告物の表示面積の合計が0.5平方メートル以内で、かつ、当該屋外広告物を表示する施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の当該平面の面積の20分の1以内とする。	福岡県 同基準
(3)	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物又はこれの掲出物件(以下「自家用広告物等」という。)で、条例第2条及び第4条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第2項第1号)	屋外広告物の表示面積の合計が、条例第2条に規定する地域又は場所にあつては5平方メートル以内、その他の地域にあつては15平方メートル以内とする。	福岡県 同基準
(4)	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する屋外広告物又はこれの掲出物件で、条例第2条及び第4条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第2項第2号)	屋外広告物の表示面積が5平方メートル以内とする。	福岡県 同基準
(5)	工事現場の塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物で、条例第2条及び第4条の規定を適用しない規則で定める基準。 (条例第6条第2項第3号)	当該工事期間中に限り表示される屋外広告物で、営利を目的としないものであることとする。	福岡県 同基準
(6)	自動車に表示する屋外広告物で、条例第2条及び第4条の規定を適用しない規則で定める基準。 (条例第6条第2項第6号)	自動車の所有者又は管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容等を表示するものであり屋外広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内とする。 営利を目的としない宣伝、行事又は催物等を表示するものであり屋外広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内とする。	福岡県 同基準
(7)	営利を目的としない屋外広告物で一時的に表示するもの又はこれの掲出物件で、条例第2条及び第4条の規定を適用しない規則で定める基準。 (条例第6条第2項第9号)	生命、身体、財産に対する危険を知らせることを目的とするもの又は愛玩動物を捜索することを目的とするものであり、屋外広告物の表示面積の合計が1平方メートル以内とする。	古賀市 独自 基準
(8)	自家用広告物等で、条例第2条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第3項第1号)	屋外広告物の表示面積の合計が15平方メートル以内のものであること。	福岡県 同基準

(9)	道標、案内板その他公共的目的を持ち、又は公衆の利便に供することを目的とする屋外広告物又はこれの掲出物件で、条例第2条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第3項第2号)	屋外広告物の表示面積の合計が10平方メートル以内とする。	福岡県 同基準
(10)	条例第3条第1項第6号、第7号又は第8号に掲げる物件に表示する自家用広告物等で、条例第3条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第4項第1号)	屋外広告物の表示面積の合計が5平方メートル以内とする。	福岡県 同基準
(11)	条例第3条第1項各号又は第2項に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する屋外広告物又はこれの掲出物件で、条例第3条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第4項第2号)	屋外広告物の表示面積の合計が5平方メートル以内とする。	福岡県 同基準
(12)	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が、政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、立看板等、広告旗その他これらに類するもので、条例第4条の規定を適用しない規則で定める基準。(条例第6条第5項)	屋外広告物の表示期間が、1月以内であることとする。	福岡県 同基準
(13)	屋外広告物又は掲出物件の種類及び基準は、規則で定める。(条例第7条第1項)	別紙2参照	古賀市 独自 基準

屋外広告物の種類		第1種許可地域	第2種許可地域	
①独立広告	高さ	10メートル以下	15メートル以下	
	面積	1面あたり30平方メートル以内	1面あたり50平方メートル以内	
	相互間距離	同一地番内に2つ以上の独立広告を表示するときは5メートル以上	同一地番内に2つ以上の独立広告を表示するときは1メートル以上	
②屋上広告	高さ	建築物の高さの3分の2以下、かつ、建築物の高さを含め50メートル以下		
③壁面広告	面積	建築物の1壁面面積あたりの3分の1以内	建築物の1壁面面積あたりの5分の3以内	
④突出広告	面積	1面あたり20平方メートル以内		
	道路に突出する場合	道路境界から1メートル以内、かつ、設置高は道路上4.5メートル以上、歩道上2.5メートル以上		
⑤はり紙	面積	1枚あたり1平方メートル以内		
⑥はり札等	面積	1枚あたり1平方メートル以内		
⑦立看板等	縦	2メートル以下		
	横	1メートル以下		
	脚の長さ	0.3メートル以下		
⑧広告旗	制限	制限なし		
⑨広告幕	面積	独立広告に設置しているものは独立広告の基準に含む 壁面広告のように設置しているものは壁面広告の基準に含む		
⑩アドバルーン	制限	制限なし		
⑪電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用するもの	直接塗付、巻付けるもの	設置高	1.2メートル以上	
		縦	1.8メートル以下	
	突出するもの	設置高	道路上4.5メートル以上 歩道上2.5メートル以上	
		出幅	0.8メートル以下	
		縦	1.5メートル以下	
		横	0.8メートル以下	

⑫自動車の外面を利用するもの	面積	<p>1 定期路線バスの外面を利用し、表示するもの（2に規定するものを除く。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 表示は、窓面を利用する場合は側面及び後面のみとし、表示面積は、それぞれの窓面面積の30パーセント以内とすること。</p> <p>(2) 広告物の色彩、意匠等は、良好な景観の形成に配慮したものとする。</p> <p>(3) 広告物の表示の方法は、電光表示装置等を用いて映像を映し出すこと等により、運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>(4) 広告物の材質は、発光、蛍光その他の反射効果により、運転者を幻惑させるおそれのあるものでないこと。</p> <p>2 定期路線バスの外面を利用し、表示する広告物の表示面積は、1台につき、側面にあつては左右それぞれ5平方メートル以内、後面にあつては0.5平方メートル以内とすること。</p>
----------------	----	--